

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（環境省自然環境局国立公園課）

制度名	自然公園法及び自然環境保全法に係る税制優遇措置の拡充	
税目	所得税・法人税	
要望の内容	<p>・国立・国定公園の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区において、国又は地方公共団体に土地を買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額は 2000 万円又は当該譲渡所得のいずれか低い方とし、短期譲渡価格については、2000 万円を控除すること 買い取られる土地の所有者が個人の場合は下記 を、法人の場合は下記 の条項をそれぞれ適用</p> <p>・都道府県立自然公園の特別地域又は都道府県自然環境保全地域の特別地区内で高度の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域等において、地方公共団体に土地を買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額は 1500 万円又は当該譲渡所得のいずれか低い方とし、短期譲渡価格については、1500 万円を控除すること 買い取られる土地の所有者が個人の場合は下記 を、法人の場合は下記 の条項をそれぞれ適用</p> <p>[根拠法令]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第 34 条第 2 項第 4 号 第 34 条の 2 第 2 項第 24 号 第 65 条の 3 第 1 項第 4 号 第 65 条の 4 第 1 項第 24 号 	
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>政策目的</p> <p><u>特に優れた自然環境を有する国立・国定公園の特別地域等について、国や地方公共団体による土地の買い取りを従前通り促進し、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担を軽減し、永続的に当該地域の自然環境の保全を図る。</u></p> <p>施策の必要性</p> <p>国立・国定公園の特別地域及び自然環境保全地域の特別地区等は、我が国の特に優れた自然環境を有する地域を対象として指定されており、国や地方公共団体が率先して永続的に自然環境の保全を図ることが必要な地域である。一方、平成 20 年度末時点で国立公園の約 3 割、国定公園の約 4 割、都道府県立自然公園の約 5 割の土地が民有地となっており、このうち特別地域等の土地における樹木の伐採等の各種の行為が環境大臣又は都道府県知事の許可に係らしめられている上に現実の運用面でもこれらの行為は原則として許可されていないことに鑑み、国や地方公共団体が民間の土地所有者から土地を買い取って、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担を軽減し、将来にわたって自然環境の保全を図ることが必要である。さらに、平成 21 年 6 月 3 日に公布された「<u>自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律</u>」において国立・国定公園の特別地域等における規制行為が追加されており、民間の土地所有者の負担もこれまで以上に増加することから、従前通り、譲渡所得の特別控除を行う事が必要である。</p> <p>要望の措置の妥当性</p> <p>上記特別控除がない場合、国や地方公共団体が上記地域内の民有地を買い上げる予算を有していても、譲渡する民有地を所有する者に所得税・法人税の負担がかかることから、国や地方公共団体の買い上げが進まないおそれがあり、他の手段では代替できない。また、現存する広大な民有地及び将来公園等の指定が予定されている地域における買い上げを進めるために、恒久的な措置とすることが必要である。</p>	減収見込額

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	自然環境の保全・再生					
	政策の達成目標	国立・国定公園の特別地域等について、国や地方公共団体による土地の買い取りを引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図ること					
	租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	恒久					
	同上の期間中の達成目標						
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・国立・国定公園の特別地域等、自然環境保全地域の特別地区等における地価税の非課税措置（地価税法：恒久） ・国立・国定公園特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域内の池沼、山林及び原野に対する固定資産税の非課税措置（地方税法：恒久） ・国立・国定公園特別地域のうち、特別保護地区及び第1種特別地域内の池沼、山林及び原野に対する特別土地保有税の非課税措置（地方税法：恒久） 					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・特定民有地上事業 244百万円（平成21年度） 国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理が図れない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が直接買上げを行う事業。なお、本事業により取得した土地等については、国の行政財産として厳正な保護管理を図る。 					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	自然環境保全上重要な地域内に所在する民有地の買上げを促進するための措置であり、両施策が相まって民有地の買上げが促進される。					
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る	政策の達成状況	これまでに国立・国定公園内の約8千5百ヘクタールの民有地が国有地化もしくは公有地化された。					
	租税特別措置の適用実績	項 目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		適用件数	1	1	-	-	1
		適用面積 (ha)	418	31	-	-	4
		減税見込額 (百万円)	6.6	1.6	-	-	1.4
租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等							
前回要望時の達成目標							

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 48 年：国立・国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区における譲渡所得特別控除の創設 ・昭和 54 年：都道府県立自然公園等における譲渡所得特別控除の創設 	